

南山手町自治会会則

(名称)

第1条 本会は、南山手町自治会と称する。

以下 南山手町自治会を本会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、長崎市南山手町1番1号から22番22号までの区域とする。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と福祉の向上を図り、健康で住みやすい町づくりを行うことを目的とし、この目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 広報、連絡、渉外活動に関すること。
- (2) 地域の環境整備と保健衛生に関すること。
- (3) 福祉活動に関すること。
- (4) 青少年の健全育成と非行防止に関すること。
- (5) 交通安全・防犯に関すること。
- (6) 慶弔に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員の資格)

第5条 第3条の区域に住所を有するすべての者は、会員となる資格を有し、世帯をもって構成する。

- 2 本会は、正当な理由がない限り、前項に定める者の加入を拒んではならない。
- 3 本会の区域外に転出した者は、脱退したものとみなす。

(役員)

第6条 本会に、次に役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 部長 1名 (防災)
- (5) 班長
- (6) 監査 1名
- (7) 民生委員 1名

(役員を選出)

第7条 役員は、会員のうちから、次のように選出する。

- (1) 会長、部長、監事は総会において選出する。
- (2) 副会長、会計は、会長の指名により選出する。
- (3) 班長は、各班において選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名した副会長が代行する。
- 3 部長は、その部に付託された会務を担当する。
- 4 会計は、総会で決定された予算に基づいて会計を担当する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会および役員会とする。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長は会長が担当する。
- 3 総会は、通常総会および臨時総会とする。
- 4 総会および役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 5 本会の予算、決算および規約の変更、その他重要な事項は、総会の議決により決する。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の活動に関する経費は、自治会費、事業収入、寄付金およびその他の収入により運営する。

(雑則)

第12条 本会の会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会の議決を経て内規として定める。

(付則)

この会則は、平成24年4月9日から施行する。

内規1,2項追加 平成26年4月7日から施行する。

内規3項追加 平成29年4月3日から施行する。

内規4項追加 平成31年4月7日から施行する。

内規5項追加 令和2年4月6日から施行する。

内規6項追加 令和4年4月3日から施行する。

内規2項改正 令和7年4月1日から施行する。

内規

1項 班長手当支給について

常会（総会）への出席回数が3回未満の人は千円、4回以上出席の人は3千円を支給する。3月中に会計係宅へ連絡し受け取る。3月を過ぎると会費に繰り入れる。

2項 敬老祝い金について

敬老祝い金を1人あたり1千5百円として支給しているが、世帯内で対象者が3人の時に4千5百円となり年会費3千6百円を超えるため、令和7年度から1人あたり1千円として減額し、対象者が1世帯あたり3人を超える場合は、3千円を限度としてその世帯へ支給することとする。

3項 敬老祝い金初回支給日について

敬老の日の支給を廃止し9月の常会の日には支給する。その対象は、その年の4月2日より翌年の4月1日まで70歳を迎える人とする。

4項 活動手当の明確化

長崎市・県・その他の公共機関が主催する講演会・講習会・見学会などへ参加した場合、1日千円の活動手当を支給していたので活動手当の内訳を明確化した。また、6時間以上の講演会・講習会の受講者には昼食代として千円を加算する。

5項 自治会役員退任謝礼金について

自治会役員（班長除く）を3期（1期3年）または9年以上の活動の謝礼として1万円を支給。

6項 成人祝い金の増額

成人祝い金は2022年4月1日に改正された成人年齢引き下げ前と同様の取り扱いとして、二十歳の祝い金として1人当たり現在5千円を支給しているものを1万円とする。